

# ○津山工業高等専門学校国際交流委員会規程

〔平成 20 年 12 月 24 日〕  
規程第 20 号

改正 平成 21 年 8 月 25 日規程第 22 号 平成 24 年 2 月 22 日規程第 1 号  
平成 29 年 3 月 21 日規程第 20 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の国際交流に関する事項を審議するため国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本校と海外の大学等との交流に関すること。
- (2) 本校が実施する国際交流事業により、外国の大学等を訪問している教職員、学生等の危機管理に関すること。
- (3) 本校の国際交流に係る基金等に関すること。
- (4) その他国際交流（留学生に関することを除く。）に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長が指名した教員 5 人
- (2) 教務主事補のうちから 1 人
- (3) 各系から推薦された教員各 1 人
- (4) 事務部長
- (5) 総務課長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第 1 号の委員のうちから校長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 号及び第 3 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に専門的事項を審議するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(危機管理対策グループ)

第8条 本校が実施する国際交流事業により外国の大学等を訪問している教職員、学生等が、外国で内乱や暴動、テロ、自然災害、航空機などによる事故、伝染病、食中毒などの病気、その他突発的の事故・事件に対処するため、危機管理対策グループを置く。

2 危機管理対策グループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学術・社会連携推進事務室において処理する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第22号)

この規程は、平成21年8月25日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月22日規程第1号)

この規程は、平成24年2月22日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規程第20号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。